

【本日の目次】

1.市場トピックス

- ◆制度信用銘柄の選定についてのお知らせ

2.市況情報

- ◆本日の株価指標等
- ◆ランキング情報
- ◆前・後場概況

3. 証券取引等監視委員会からの寄稿

=====
※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次の3.を抜粋しております。
=====

3.証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿 No74

相場操縦について（1）

証券取引等監視委員会事務局 総務課長 河野 一郎

前回まで4回にわたり、インサイダー取引について説明してきましたが、今回からは相場操縦について説明したいと思います。

相場操縦は、市場における公正な価格形成を歪めるものであり、金商法第159条（相場操縦行為等の禁止）は、仮装・馴合売買、現実売買による相場操縦、違法な安定操作取引などを禁止しています。

1. 仮装・馴合売買

(1) 概要

金商法第159条第1項は、何人も、有価証券の売買等の取引が繁盛に行われていると他人に誤解させる等これらの取引の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもって、

イ) 権利の移転を目的としない仮装の有価証券の売買等

ロ) 自己のする売買と同時期に、それと同価格において、他人が反対売買を

することをあらかじめ通謀の上、有価証券等の売買をすること、
ハ) 上記イ) ロ) の行為の委託・受託等をする事
などをしてはならないと定めています。

イ) は、自ら、A証券会社を通じて売り注文を発注すると同時に、B証券会社を通じて同価格で買い注文を発注して対当させるようなケースであり、

ロ) は、あらかじめ意思を通じた上で、同時期に、自らがA証券会社を通じて売り注文を、他人YがB証券会社を通じて同価格で買い注文を、それぞれ発注して対当させるようなケースです。

(2) 事例

例えば、「ユニオンホールディングス株式会社株券に係る同社代表取締役らによる相場操縦事件」(平成21年11月24日及び平成22年2月9日告発)では、犯則疑者10人が、共謀の上、ユニオンホールディングス株式会社の株券について、他人をして同株券の売買が繁盛に行われていると誤解させるなど同株券の売買の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもって、平成19年4月13日から26日までの間、10取引日にわたり、複数の証券会社を介し複数の名義で、約464万株を売り付けると同時に別途買い付けて、権利の移転を目的としない仮装の売買をし、その株価を154円から179円まで上昇させた上、その上昇させた株価により約1,066万株を売り付けるなどしています。本件は、上場会社の代表取締役が、いわゆる「仕手筋」と共謀の上、同社の株価をつり上げるため、相場操縦を行ったものでした。

2. 現実売買による相場操縦

(1) 概要

金商法第159条第2項第1号は、何人も、有価証券の売買等の取引を誘引する目的をもって、

イ) 有価証券売買等が繁盛であると誤解させ、又は

ロ) 市場における有価証券等の相場を変動させるべき

一連の有価証券売買等、その申込み、委託・受託等をしてはならないと定めています。

いわゆる「見せ玉」は、市場の株価を誘導するために、約定させる意思がないにもかかわらず、市場に注文を出して売買を申込み、約定する前に取り消す相場操縦の一手法ですが、こうした売買等の「申込み」や「委託等」による相場操縦も禁止されています。

(2) 事例

例えば、「南野建設株券に係る相場操縦事件」(平成19年11月1日告発)では、犯則疑者5名は、共謀の上、南野建設株式会社の株券について、株

価の高値形成を図ろうと企て、平成14年11月下旬から12月中旬までの間、同株券の売買を誘引する目的をもって、連続した高指値注文を行って高値を買い上げるなどの方法により約978万株を買い付ける一方、約1,042万株を売り付け、さらに大量の下値買い注文を入れて下値を支えるなどの方法により約445万株の買付けの委託を行い、その株価を95円から350円まで高騰させるなどし、もって同株券の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、相場を変動させるべき一連の売買・委託をするなどしました。

また、「福岡在住のデイトレーダーによる見せ玉手法等を用いた相場操縦事件」（平成23年8月5日告発）では、犯則嫌疑者は、株式会社レオパレス21（東証上場）の株券について、その株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、平成22年8月31日午前9時頃から9時3分頃までの間、同市場において、自己以外の名義で複数の証券会社を介し、連続した高指値注文を行って高値を買い上げるなどの方法により約10万株を買い付け、さらに下値買い注文を大量に入れるなどの方法により60万株の買付けの委託を行い（「見せ玉」）、もって同株券の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、相場を変動させるべき一連の売買・委託をし、その株価を179円から184円まで上昇させた上、当該上昇させた株価により約15万株を売り付けるなどの相場操縦行為を繰り返していました。

3. 表示等による相場操縦

(1) 概要

金商法第159条は、何人も、有価証券の売買等の取引を誘引する目的をもって、

イ) 市場における有価証券等の相場が自己又は他人の操作によって変動するべき旨を流布すること（同条第2項第2号）、

ロ) 有価証券売買等を行うにつき、重要な事項について虚偽であり、又は誤解を生じさせるべき表示を故意にすること（同条第2項第3号）

をしてはならないと定めています。

(2) 事例

例えば、川上塗料事件（情報流布、平成19年6月28日告発）では、犯則嫌疑者は、川上塗料株式会社の株券について、その株価の高値形成を図ろうと企て、同株券の売買を誘引する目的をもって、平成15年1月から5月までの間、インターネットを介して、いわゆる電子掲示板上で、同株券の株価が高騰するべき旨の文字データを不特定かつ多数のものが閲覧できる状態に置き、もって、同株券の相場が自己又は他人の操作によって変動するべき旨を流布しました。

今回は、相場操縦の続きで、違法な安定操作取引や刑事罰・課徴金について説明したいと思います。

*文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

・ 筆者紹介 河野 一郎

大阪府出身 1985年京都大学経済学部卒業後、大蔵省（当時）に入省。金融庁総務企画局、証券取引等監視委員会事務局、監督局勤務を経て、2011年検査局総務課長、2012年8月より現職（証券取引等監視委員会事務局総務課長）。

■証券取引等監視委員会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>

■証券取引等監視委員会では、新着情報やその活動状況を配信しております。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>